

特集

データでみる 医療保険制度

平成18年
10月改正

健康自己防衛時代における保険販売

医療制度改革関連法がこの10月より順次施行されることに伴い、上位所得者、高齢者を中心に医療費の自己負担はさらに重くなる傾向にある。公的医療保険を補完する民間の医療保険のニーズは今後ますます高まることから、生保各社では医療保険を相次いで発売している。本特集では、データに基づき制度改正や医療保険提案などを解説する*。

Part 1

数字でみる医療保険制度改正

社会保険労務士◎大野大平

1. 上位所得者、高齢者の負担増が中心の「見直し」

大きな転機を迎えた医療保険制度。右肩上がりの人口増加と経済成長を前提として制度設計されているため、バブル崩壊後の低成長期においても、高齢者の増加と医療技術の進歩により医療費は増加の一途をたどっています。他方、保険料を負担する現役世代は減少傾向にあります。

給付と負担のバランスを保ち、将来にわたる持続的かつ安定的な制度運営を確保するため、平成17年12月に「医療制度改革大綱」が発表されました。その具体策の一つとして、医療保険の制度改正が平成18年10月より順次、実施されます。

平成18年10月の改正点

1. 医療費の自己負担割合（給付率）の変更

高齢者の現役並み所得者は自己負担割合が3割に引き上げられます。

* 本特集の内容は、健康保険法を基準としています。

● 公的医療保険の自己負担率

3歳未満	3～69歳	70歳以上
2割 (変更なし)	3割 (変更なし)	現役並み所得者：3割 一般所得者：1割 (変更なし)

◆ 現役並み所得者とは、標準報酬月額28万円以上、課税所得145万円以上の高齢者。年収ベースでいうと、夫婦で約520万円以上、単身で約380万円以上が該当します。

2. 高額療養費の自己負担限度額が大幅アップ

窓口で払った1カ月ごとの「医療費の自己負担額」のうち、所得区分ごとに定められている「自己負担限度額」を超えた分については、申請すれば後で払い戻しが受けられます。これを「高額療養費」といいます。

自己負担限度額の基準が変われば高額療養費も変動しますので、自己負担限度額がアップすると、高額療養費の支給対象額に達しなくなったり、戻ってくる高額療養費の金額が少なくなるなど、患者負担に大きく影響します。

①70歳未満の自己負担限度額の変更点

月収53万円から上位所得者になり、自己負担額は15万円超に引き上げられます。

●高額療養費の支給対象となる自己負担額の変更点

区分	基準	高額療養費の支給対象となる自己負担額
上位所得者	月収56万円以上→ 月収53万円以上	139,800円超→ 150,000円超
一般所得者	月収56万円未満→ 月収53万円未満	72,300円超→ 80,100円超
低所得者	市町村民税非課税（据え置き）	35,400円超（据え置き）

◆例えば、これまで月収55万円だった人は、区分が一般所得者から上位所得者に変更となり、高額療養費の支給対象となる自己負担額も変わります。また、上位所得者の人で1カ月の医療費自己負担額が14万円だった場合、この9月までなら高額療養費の支給対象ですが、10月以降は対象外となります。

●70歳未満の高額療養費の自己負担限度額計算式の変更点

区分	自己負担限度額	多数該当※1
上位所得者	139,800円+(医療費総額-466,000円)×1% → 150,000円+(医療費総額-500,000円)×1%	77,700円→ 83,400円
一般所得者	72,300円+(医療費総額-241,000円)×1% → 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	40,200円→ 44,400円
低所得者	35,400円（据え置き）	24,600円（据え置き）

◆例えば、医療費総額が100万円かかった上位所得者のケースで見ると、自己負担限度額は改正前14万5,140円に対し、改正後15万5,000円と約1万円のアップとなります。

②70歳以上の自己負担限度額

●70歳以上の自己負担限度額の変更点

区分	自己負担限度額		多数該当※1
	外来(個人)	入院と世帯合算	
現役並み所得者	40,200円 ↓ 44,400円	72,300円+(医療費総額-361,500円)×1% ↓ 80,100円+(医療費総額-267,000円)×1%	40,200円 ↓ 44,400円
一般所得者※2	12,000円（据え置き）	40,200円→ 44,400円	—
低所得者Ⅱ※3	8,000円	24,600円（据え置き）	—
低所得者Ⅰ※4	（据え置き）	15,000円（据え置き）	—

◆例えば、医療費総額が100万円かかった現役並み所得者のケースで見ると、自己負担限度額は改正前7万8,685円に対し、改正後8万7,430円と約8,700円のアップとなります。

3. 70歳以上の療養病床入院患者はホテルコストを負担

介護保険に合わせた改定で、入院時食事療養費に代わり「入院時生活療養費」が創設されます。療養が主たる目的となっている特定長期入院被保険者（70歳以上）について、その食費や居住費等の一部が自己負担となります。一般及び現役並み所得者の負担額は5万2,000円となる予定です。

●利用者負担月額（目安）

一般及び現役並み所得者	52,000円
低所得者Ⅱ（住民税非課税）	30,000円
低所得者Ⅰ②（年金受給額80万円以下等）	22,000円
低所得者Ⅰ①（老齢福祉年金受給者）	10,000円

*低所得者には負担軽減措置がある。

4. 出産育児一時金の増額と埋葬料の減額

少子高齢化に対応して、支給金額が次のとおりに変更さ

れます。出産育児一時金は5万円のアップ、埋葬料は軒並みダウンとなります。

出産育児一時金	30万円→ 35万円
埋葬料	本人：標準報酬月額1カ月分 家族：10万円 → 一律5万円

5. 保険外併用療養費の創設

特定療養費を廃止し、「保険外併用療養費」を創設することで、混合診療の拡充を図ります。

平成19年4月の改正点

6. 標準報酬月額の上限下限をそれぞれ4等級拡大

標準報酬月額の基準が、現行の39等級9万8,000円～

※1 多数該当とは、過去12カ月のうち4回以上高額療養費の支給を受けた場合、4回目以降は自己負担限度額が軽減される措置。

※2 一般所得者とは、現役並み所得者、低所得者Ⅰ・Ⅱ以外。

※3 低所得者Ⅱ＝市町村民税非課税。

※4 低所得者Ⅰ＝市町村民税非課税の世帯かつ一定所得以下。

98万円から、5万8,000円～121万円の47等級に広がります。同時に、標準賞与額の上限額は、1回当たり200万円から年間で540万円に変更されます。

等級	標準報酬月額	報酬月額	
1	58,000円	63,000円未満	拡大
2	68,000円	63,000円以上～73,000円未満	
3	78,000円	73,000円以上～83,000円未満	
4	88,000円	83,000円以上～93,000円未満	
5	98,000円	93,000円以上～101,000円未満	
⋮	⋮	⋮	現行の等級
43	980,000円	955,000円以上～1,005,000円未満	
44	1,030,000円	1,005,000円以上～1,055,000円未満	拡大
45	1,090,000円	1,055,000円以上～1,115,000円未満	
46	1,150,000円	1,115,000円以上～1,175,000円未満	
47	1,210,000円	1,175,000円以上	

※色面部分が現行の月額表39等級

7. 傷病手当金・出産手当金の支給率がアップ

傷病手当金・出産手当金の支給額が標準報酬日額の60%から2/3へ引き上げられます。同時に、任意継続被保険者は同手当金の対象外とし、資格喪失後に出産した場合の出産手当金も廃止されます。

平成20年4月の改正点

8. 子どもと高齢者の医療費負担割合の変更

就学前の子どもおよび70～74歳の一般所得者の自己負担割合が変更され、2割となります。3歳から小学校入学前の子どもの医療負担が減る一方で、前期高齢者の負担が増えることになります。

	3歳未満	3～69歳	70～74歳	75歳以上
平成18年10月～20年3月	2割	3割	現役並み所得者：3割 一般：1割	
平成20年4月～	就学前 2割	3割	現役並み所得者：3割 一般：2割	現役並み所得者：3割 一般：1割

※就学前とは、小学校入学前の子どもを指す。

9. 高額療養費の自己負担限度額の変更

70歳以上の一般区分について、高額療養費の自己負担限度額が変更されます。70～74歳と75歳以上の2つに区分が変更され、70～74歳の自己負担限度額が外来で1万2,600円、入院または世帯合算で1万7,700円のアップとなります。

	対象	自己負担限度額	
		外来(個人)	入院と世帯合算
平成18年10月～20年3月	70歳以上	12,000円	44,400円
平成20年4月～	70～74歳	12,000円 ↓ 24,600円	44,400円 ↓ 62,100円
	75歳以上	12,000円	44,400円

10. 老人保健法は「高齢者の医療の確保に関する法律」へ

前期(65～74歳)と後期(75歳以上)に分かれた高齢者医療制度が創設されます。前期高齢者は、従来どおりの医療保険に加入しますが、国民健康保険に加入する率が圧倒的に高いため、制度間の医療費負担不均衡を調整する仕組みが取り入れられます。後期高齢者医療制度は、独立した制度で全市町村が加入する広域連合が運営し、費用は患者負担分および公費・各医療保険の支援金・後期高齢者の保険料でまかなわれます。

●後期高齢者医療制度の費用負担配分

患者負担	公費	約5割(国：都道府県：市町村＝4：1：1)
	保険料約1割	後期高齢者支援金約4割

11. 高額介護合算療養費制度の創設

医療保険と介護保険とを合わせた自己負担額が高額になり過ぎないように抑制するための制度で、上限額は表のとおり予定されています。

一般所得者	自己負担限度額(年額)
75歳以上	560,000円
70～74歳	620,000円
69歳以下	670,000円

12. ホテルコスト負担の対象を拡大

療養病床入院患者が負担する「入院時生活療養費」の対象が、70歳以上から65歳以上に引き下げられます。

平成20年10月の改正点

13. 「全国健康保険協会」の設立

社会保険庁に代わり、従来の政府管掌健康保険を担います。都道府県ごとの支部を単位に保険給付・保険事業を運営します。保険料率は30/1000～100/1000の間で各都道府県の実情に合わせた料率が設定でき、自律的な運営が期待されています。

2. モデルケースでみる高額療養費の変更点

さて、実際には医療費の支払額はどのように変化するのでしょうか。今回の改正では、上位所得者、高齢者の負担増が目立っています。モデルケースでどのくらい支払総額に差があるのか見てみましょう。

Aさん（70歳未満）とBさん（70歳以上）が、がんの摘出手術を受けました。たまたま同じ状況で30日間の入院、医療費総額は1カ月目に60万円、2カ月目に30万円かかったと仮定します。この場合の高額療養費について、改正前と後の費用負担を比較してみます。食事療養費標準負担額や室料（差額ベッド）、雑費などは制度改正の影響を受けませんので、ここでは医療費のみを対象に検証します。

	1カ月目	2カ月目	合計
入院日数	12日	18日	30日
医療費総額	600,000円	300,000円	900,000円

Aさん=70歳未満のケース

Aさんが一般所得者の場合（図表1）は、高額療養費の算定は以下のとおりです。なお、医療費の窓口負担割合はすべて3割です。結果として負担する医療費を比較すると、

図表1

一般の場合		1カ月目	2カ月目	合計
平成18年 10月以降	自己負担額(3割)	180,000	90,000	270,000
	高額療養費	96,570	9,570	106,140
	自己負担限度額	83,430	80,430	
	支払額			163,860
平成18年 9月まで	自己負担額(3割)	180,000	90,000	270,000
	高額療養費	104,110	17,110	121,220
	自己負担限度額	75,890	72,890	
	支払額			148,780
法改正前と後の差額				¥15,080

図表3

一般の場合		1カ月目	2カ月目	合計
平成18年 10月以降	自己負担額(1割)	60,000	30,000	90,000
	高額療養費	15,600	0	15,600
	自己負担限度額	44,400	—	
	支払額			74,400
平成18年 9月まで	自己負担額(1割)	60,000	30,000	90,000
	高額療養費	19,800	0	19,800
	自己負担限度額	40,200	—	
	支払額			70,200
法改正前と後の差額				¥4,200

2カ月合わせて90万円の医療費総額に対して1万5,080円負担が増加しています。

Aさんが上位所得者であった場合（図表2）は9,860円の負担増となります。一般に比べ金額差が小さいのは高額療養費の支給に該当したのが1回だったためです。

Bさん=70歳以上のケース

Bさんが一般所得者の場合（図表3）は、高額療養費の算定は以下のとおりです。一般の場合は、自己負担率は1割で、今回の法改正では変更ありません。結果的として負担する医療費を比較すると、4,200円負担が増加しています。

Bさんが現役並み所得者であった場合（図表4）は医療費の自己負担割合も異なり、次のようになります。まず負担率が改正前と改正後で異なります。負担割合が3割に増加したこともあって、高額療養費が改正後は2カ月目にも該当していることに注目しましょう。結果的として、Bさんの支払総額は2万9,175円増加します。

図表2

上位所得者の場合		1カ月目	2カ月目	合計
平成18年 10月以降	自己負担額(3割)	180,000	90,000	270,000
	高額療養費	29,000	0	29,000
	自己負担限度額	151,000	—	
	支払額			241,000
平成18年 9月まで	自己負担額(3割)	180,000	90,000	270,000
	高額療養費	38,860	0	38,860
	自己負担限度額	141,140	—	
	支払額			231,140
法改正前と後の差額				¥9,860

図表4

現役並み所得者の場合		1カ月目	2カ月目	合計
平成18年 10月以降	自己負担額(3割)	180,000	90,000	270,000
	高額療養費	96,570	9,570	106,140
	自己負担限度額	83,430	80,430	163,860
	支払額			
平成18年 9月まで	自己負担額(2割)	120,000	60,000	180,000
	高額療養費	45,315	0	45,315
	自己負担限度額	74,685	—	
	支払額			134,685
法改正前と後の差額				¥29,175